

平成 11 年 8 月 31 日  
埼 例 規 第 58 号 ・ 地  
警 察 本 部 長

移植術に使用される臓器等の応急運搬に伴う警察車両等による緊急誘導等実施要領

(概要)

本通達は、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 105 号）に基づき、移植医療を実施する医療機関から臓器等の応急運搬の協力要請があった場合の警察の対応要領を定めたものである。